社告

福翁自傳

福澤先生は天保五年大阪に誕生、三歲のとき藩地豐前中津に歸り十四五歲にして始めて漢書を學び二十一歲長崎に行て洋學の門に入り次で大阪に行き又次で江戶に來り弱冠の時より老餘の今日に至るまで終始西洋文明の一主義を以て生涯を成したる人なり

其人の生涯は實に我國多事變化の日にして封建門閥の至靜より文明快活の新社會に移り先生亦此の新社會の組織に與りて力あるは世人の認むる所なり先生本年六十五歲既往を回顧すれば苦樂一ならず啻に一身の苦樂のみならず其行路の實際を聞けば由て以て時勢の眞面目を窺ひ見るに足る可し

先生は之を子孫に告げ又知人朋友に語るを以て老餘の樂事と爲し去年來時に閑あれば之を口述して速記せしめ又自から筆を執りて記憶の中に往來するものを書綴り漸く集めて一冊の書を成し福翁自傳と題して將さに出版せんとしたれども書中の記事隨て成れば又隨て記憶に洩れたるものを思出して殆んど際限なき次第なれば册子印刷は他日の事とし先づ之を時事新報紙上に掲載す可しとて取敢へず脫稿の成りしものを取纏めて七月初旬より紙面の許す限り寫して以て讀者の淸覽に供す可し

明治三十一年六月十二日

時事新報記者誌

社說

政府黨の組織

政府の長者も時勢の促す所拒むを得ず今回いよ〳〵自ら起て政黨を組織するに決したりと云ふ元來藩閥の政治家は憲法の發布と共に始まる可き筈にして今日まで延引したるは不思議なるに似たれども實際の內情を察すれば又理由なきに非ず藩閥の老輩中には政黨を輕蔑して壯士輩の集合體と爲し己れを以て遙か上流に[illegible]種の如く思ふもの少なからず此輩の[illegible]より見れば長者にして政黨に入る者は恰も[illegible]偶々事理に通ずる者あるも仲間の[illegible]に制せられて躊躇するのみならず實際政黨の上に位して之を操縱するの工夫もなきに非ざりしと云ふ次第は是れまで何れの政黨も議會に過半數を占めたるものなし自由進步の兩黨大なりと云ふと雖も各々八九十名の議員を出すのみにして單に一黨の向背を以て議場を左右するに足らず特に何時の議會にも四五十名の無所屬議員あり此輩は大抵實業家を代表する溫和なる種類にしてイザと云ふ場合には政府に贊成する者なれば政府は之を根據として彼の二政黨を操り孰れをも斷然敵とせず又深く味方ともせずして一方が我儘を云へば暗に他と結ばんとするの色を示して之を制し以て己れは超然政黨の上に立ちながら議會を制すること難からざりしかども今や進步黨は松方內閣との提携に懲り自由黨は現內閣の薄情を怒て共に大決心を起し相合して一大政黨を作らんとするに付ては最早や操縱策を行ふに由なきのみならず舊思想の老輩中にも漸く發明したる者もある可し即ち政府が新政黨の組織を思ひ立ちたる所以ならん誠に自然の成行にしていよ〳〵政黨に對するに政黨を以てするに至れば解散の連發など變則の手段は自から沙汰止みと爲りて政權は黨勢の消長に隨て授受せらる可し所謂責任內閣の實を擧ぐるものにして我輩の喜ぶ所なれども當局者の決心は果して永續す可きや否や聊か疑なき能はず政黨組織とは即ち多數の人を糾合するものにして錢を撒ずるは勿論、壯士輩をも相手として愛嬌を振蒔かざるを得ざる其面倒は尋常一樣に非ず左れば茲に長老輩に於ても曾て之を計畫したること一再に止まらざれども何れも中途にして閉口したる次第なれば今度は如何なる困難に遭遇するも挫折せざるの覺悟を以て進まざる可らず進まんとして進む能はず退かんとして退くを得ず只一時凌ぎの爲めに政黨を作て一旦其の地位を去れば復た構付けざるが如き徒に混雜を增すのみなれば身の在朝在野に拘はらず辛抱強く事に當らんこと我輩の呉々も希望する所なり

槇田ノブの犯罪に就て

本年四月廿四日神田猿樂町木俣方に於て表面上の先夫事實上の現夫林源次郎に刄を當て僅の手傷を負はしめたる槇田ノブは六月十五日東京地方裁判所に於て謀殺未遂の罪に問はれ輕懲役六年に處する旨宣告を受けたり果して同人の所業が謀殺未遂ならんか宣告の所刑は酌量減刑の極點に達したるものにて其情狀の憫諒すべき廉に富めるは裁判官の十分認めたる所にして同人も定めて情深き捌きに感泣し居るならんが識人の說によれば同人の所爲は謀殺にもあらず故殺にもあらず強ひて我刑法に當て嵌めて論ずれば第三百廿條人の囑託を受けて自殺人の爲めに手を下したるものにして輕禁錮六ヶ月以上三年以下罰金十圓以上五十圓以下の範圍に照し處分すべき處未遂且情狀酌量すべき所あるを以て減じて拘留十日以下科料一圓五十錢以下に處するか或は同法第七十八條に據り罪を犯すとき知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざるものとして其罪を論ぜずして可なるべしと云ふ、其仔細は既に辯護士も述べたる通り一旦は源次郎を殺し己れも死なんと覺悟したりしかども其場に臨みて夫婦の愛情にひかれ決心を翻したる後、數時間を經過し睦物語の內、兼て情死を勸め居たる源次郎が自分を殺して吳れよと言ひお前に殺さるれば本望なりと言ひたるに感じて同じく死を決し有り合はせたる小刀を示し尙は當人の指圖に從ひ咽喉部を刺しゝものにて前後の行爲に判然たる句切りあり謀殺の方は豫備丈けにて消滅し兇行の瞬間新に意を發し源次郎の爲めに自殺の手傳ひを爲さんとせし者なるのみならず小刀を把りたる後は頓と夢の如く前後を覺えざりしといふ事實さへあり決して謀殺を以て論ずべきものにあらず尙は又人の性質により折々思想の權衡を失ひ我にもわらぬ擧動を爲すことあり一時の發狂とも言ふ可きものにして罪惡の名を付すべからざることあり例へば十丈二十丈の高所に登りて直下の地面を臨み見ればゾッとして何となく飛んで見たくなることあり往年米國シカゴにて一靑年が其友人と共に十八階のホテルの窓より外面を臨みしに不圖妙な氣になり其友達を抱へて外へ飛下りんとし大騷動を爲したることあり又世の常の婦人等が時に赤子の可愛さに堪まらずして其頰に嚙みつき傷を負はしむることあるが如きも矢張り其一例にして心氣の昂ぶりし時激しく物に感じ飛んでもなき過を仕出かすは何人も免かれざる所況してノブの如きは非常に愛情の濃なる婦人にして不實なる源次郎の爲めに盡して到らざるなく女の身に在りては生命よりも大切なる黑髮を斷つも更らに意とせざる程の性質なれば當夜久し振りにて源次郎に遇ひ不實を怨みたる男の口よりお前に殺されゝば本望なりといふ世にも愛情深き一言を聞き如何で精神の錯亂せざるを得んや悲歎信疑むら〳〵と起つて胸中度を失ふたる一刹那は佛に非ず魔に非ず無意無心に刄物を弄して源次郎の言ふが儘に其咽喉に當てがひしものにて之を刑法第七十八條知覺精神の喪失云々に照すは最も適當の見解とす假りに一步を讓りて知覺ありとするも既に情死を申込み居りたる源次郎の爲めに最期の手助けを爲しゝものに過ぎず之を謀殺とするは甚だ酷なり云々、我輩は法律學者に非ざるを以て此論の當否は知る所にあらざれども本件の如きは事の原因全く男子に在るものにして女子の衷情唯だ憐む可きのみ如何に男尊女卑壓制非道の世の中とは云へ一旦懇望して娶りし妻を無法にも虐待して逐出したるのみならず終生變らずと誓ひし口の下より約束の證文を騙取らんとし尙は其生計をも失はしめんとするに止まらず現在己れが種を宿し居る女に向ひ詐て情死を勸め眼前に己が妻子を殺して己れ獨り免かれんとするが如き實に呆れ果てたる曲者にして鬼とも蛇とも名狀す可らず人にして人に非ず感情一偏より云へば其肉を啖はんと欲する者も世間に多かる可し女は之に反して飽迄家庭の敎育を守り偕老同穴の契約を重んじて幾多の辛酸を忍びに忍びたる末、却て無情男子に欺かれて謀殺の毒計に陷らんとし今は失望怨恨の情に堪へず半信半疑の間兎に角に夫の口より發したる此言を實にして共に死なんことを決心したるものにして世間何れの所にか此の如く憐むべきものあらんや之に對しては裁判官も檢察官も十分に刑法の解釋を廣くし私の心中には無罪放免の沙汰をこそ望みたることならん元來法律は死物なれば之に携はる人々は始終唯これを活潑に運用せん事を思はざる可らず法律の本家本元たる歐米文明國に在ては法律の制定、法律書の講義に當りてこそ秋毫を剖析するの議論を鬪はすなれ之を實際に應用するに至りては勉めて普通の人情に逆はざらんことを欲し強ひて法文に拘泥することなく又これを曲ぐるをもなく不即不離の間に人民を滿足せしむるの判決を下すの風なり一例を擧ぐれば一昨年中紐育に左の如き事件あり或製造所の支配人が其工場に通勤する女の書記に通じて末は夫婦の約束を取結び屢々出會する內に女が妊娠しけるにぞ其男は言を巧にして之を欺き密に醫師に賴みて墮胎せしめたり流產の餘病久しく病床に打臥しけるに男は薄情にも棄てゝ顧みず絕えて見舞の沙汰もなし女は獨り竊に之を怨み之を苦勞して病症次第に進みければ家人の心配一方ならず種々手を盡して看病の中不圖、病の原因を發見して其相手の男を探り待たるに豈料らんや同人は歷々の紳商にて家に妻もあり子もありと云ふ病人は初めて彼に欺かれたるを知り憤怨の情に堪へず病勢爲めに大に加はりて苦悶の中、實兄某に賴みて生前一度面會の事を情夫の方へ言送り數度の使往復の後漸々病床を音づれしが更に優しき言葉もかけず瀕死の情人が淚と共に其薄情を責むれば猛々しくも空嘯きて拙者と御身とは赤の他人なり左樣な事は曾て知らずと言ひ放ち其場を去らんとせしに此樣子を物陰にて聞き居たる實兄某は憤怒に堪へずピストルを提げて躍り出で支配人某を射殺しけるが程なく病人の妹も死去したり此件の裁判中裁判官は非常の寬大を以て同人を遇し死妹の葬式には特に一日の保釋を許して歸宅會葬せしめ次いで辯護士の申立を採用して同人は時の精神を喪亡する性質ありとの故を以て奇麗に同人を放免せり其前後なりしが亦一時有名なりしはマリヤ、ベーベリと呼ぶ少女の殺人罪にて是

は夫婦約束し
變心せしを怨
者なりしが矢
なりたり右等
民は途に要し
と本人等の無
には嚴重なる
を爲したる後
速裁判所に訴
とを得、日本
伸ぶる道は十
ず社會は倫は
むるの良法と
民意を滿足せ
を維持せんと
死法ならず活
戾らず裁判の
は新民法に據
錢上の損害を
るの道はわら
して彌々活斷
を有する東京
を怒りノブの
して疑はざる
我輩の意見は
偏の論者は此
として重刑に
我輩は更に一
んとす之を公
の文面に徴す
其情の酌量
ず刑法の不完
年以下に到る
に餘りあり擧
暴擧と均しく
規定ありと信
日の民心に適
且つ夫れ夫婦
を成すべき筈
弱の女子を壓
最愛の細君を
放逐するのみ
に迷はしめん
て之を自殺せ
を罰するの道
之に激して少
挑へて重刑に
適に臨ふもの
の時節一方に
唱へて女大學
ら一方に於て
て之を當て嵌
る所に迷はし
のなり試にノ
尺度にて評定
も義婦とも稱